



©2015秋田県んだッチH290140

# 水害にあった家屋の 復旧タイムライン

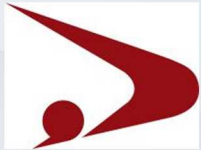
秋田県総務部  
総合防災課  
令和5年12月



# 目次

---

1. 写真撮影 (罹災証明書の交付申請)
2. 各種支援制度の確認
3. 家財の保護作業
4. 家屋の乾燥処置



# 1-1. 写真撮影

---

- ✓ 片付けや修理の前に写真撮影
- ✓ 市町村から罹災証明書を取得する際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、写真が役立つ
- ✓ 家の外と中の写真を撮ることがポイント

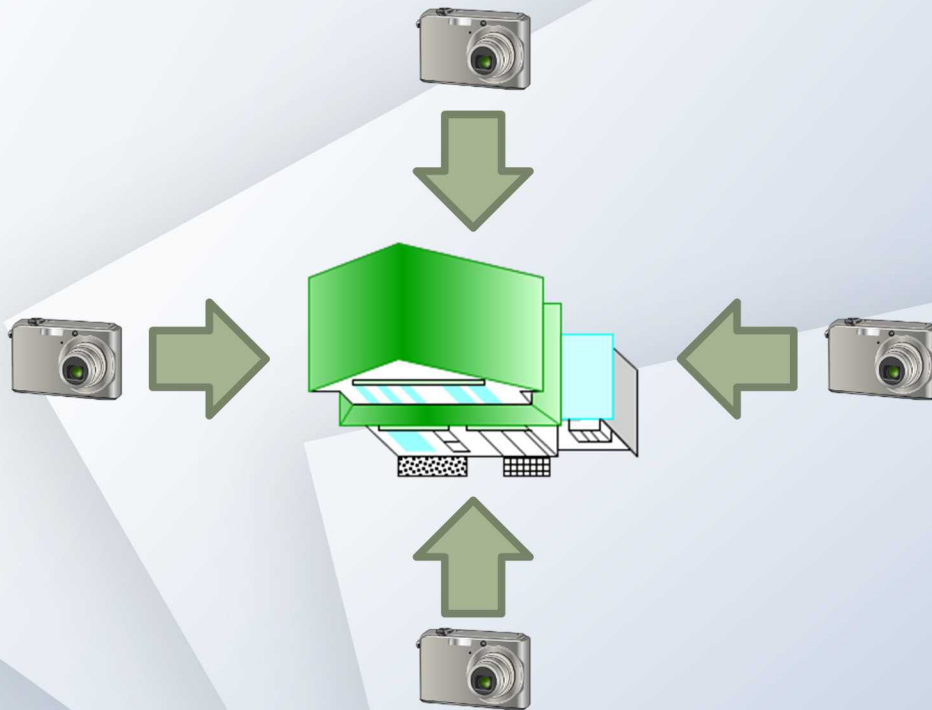


# 1-2. 家の外の写真の撮り方

カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る。

浸水した場合は、深さが分かるように撮る。

(メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとるとよい)

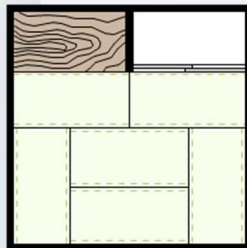
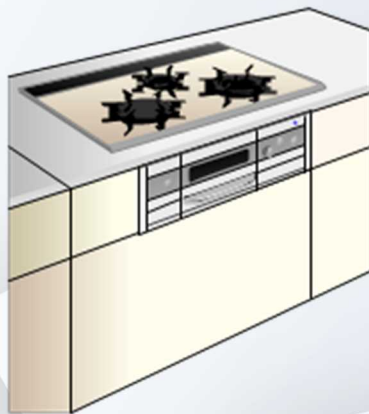


# 1-3. 家の中の写真の撮り方

家の中の写真は「①被災した部屋ごとの全景写真」と「②被災箇所の「寄り」の写真」を撮影する。

(撮影箇所の例)

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス 等



# 1-4. 罹災証明書の交付申請

災害発生から1ヶ月を目処にお住まいの地域の市町村が調査を行い、罹災証明書が発行される。

※1 お住まいの市町村が指定する様式で罹災証明書の交付申請を行う。

※2 罹災証明書の内容に異議がある場合は再調査を依頼することが可能。

(以下参考：内閣府資料)

左図：住家被害認定調査票

右図：罹災証明書統一様式

被害割合	1%未満	1%以上	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
調査票	□	□	□	□	□	□	□
調査票	□	□	□	□	□	□	□
調査票	□	□	□	□	□	□	□
調査票	□	□	□	□	□	□	□
調査票	□	□	□	□	□	□	□

調査票-12

(登録番号)

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日 の による
被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に等しくない(一部倒壊)
(追加記載事項欄②)	
(追加記載事項欄③)	

※住家とは、住居に居住し、世帯が生活の本拠として日常に使用していることという。1のために使用している建築物のこと。被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修繕等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長



## 2-1. 各種支援制度の確認

✓ 県や市町村の公式ウェブサイトを確認し、  
相談窓口や受けられる支援制度を確認する

✓ 加入している保険会社に連絡する

※保険契約の内容が分からない場合は以下の窓口にお問い合わせ

- ・生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」 0120-001731 (平日 9:00-17:00)
- ・日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」 0120-501331 (平日 9:15-17:00)

✓ 債務(ローン)がある場合は弁護士へ相談する



## 2-2. 各種支援制度の例

令和5年7月の大雨に対する支援の例

- ✓ 見舞金等の支給
- ✓ 市税、保険料の減免(軽減)、徴収猶予等
- ✓ 生活資金・事業資金の貸付
- ✓ ゴミの処分、家屋の消毒支援等
- ✓ 災害救助法に基づく住宅の応急修理





# 3-1. 家財の保護作業(準備)

✓ 安全第一(ゴム手袋、長靴、ゴーグル等)

✓ 衛生管理や体調管理が重要

※特に夏場は熱中症に注意する



✓ 人手が必要なときは、災害ボランティアセンターへ相談する

✓ 修繕の依頼は工務店等へ相談する

※災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施している場合は、事前に市町村窓口にご相談する




## 3-2. 家財の保護作業の例①

- ✓ 家具や家電は「そのまま使えるもの」、  
「乾燥させて使うもの」、「処分するもの」に分別する
- ✓ 「処分するもの」は分別して廃棄する  
※災害ゴミの捨て方は自治体のルールを確認
- ✓ 濡れた写真やアルバムは広げて乾燥する
- ✓ 食器などは消毒する



## 3-3. 家財の保護作業の例②

- ✓ 濡れた畳はあげる
  - ✓ 床、窓、家具などは清掃する 
  - ✓ ベンザルコニウム塩化物や次亜塩素酸（オスバンやハイター）等を保健所等が指定する規定の濃度に薄めて消毒する
- ※薬剤の取り扱いには十分注意する



## 4－1. 家屋の乾燥処置(確認)

1. 床下に泥や水がたまっていないか確認する
2. 壁の裏や床下の断熱材を確認する  
※床下収納や通風口の間口から確認する
3. 自力で確認することが難しい場合、災害ボランティアセンター等へ相談する



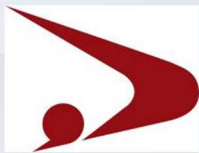
## 4-2. 乾燥処置のポイント

1. 湿気がカビ、腐食、金物のサビ、悪臭の原因となるため、乾燥が重要
2. 使用建材や工法、立地等によって異なるが、1~3ヶ月程度の乾燥期間が必要
3. 災害ボランティアセンター等で資機材の貸し出しを行っている場合があるので確認する



## 4 - 3. 自然換気による乾燥の例

- ✓ 晴れた日は窓を開けて外気を取り入れる
- ✓ 床板や床下点検口を開け空気の通り道を作る  
(可能ならば対角線に2点以上)
- ✓ 家具などは隙間を空けて配置し、押入れやクローゼットの扉も解放する
- ✓ 基礎の通風口を掃除するとともに、通風口前  
にある障害物等を移動し空気の通り道を作る



## 4 - 4. 機材等を使用した乾燥の例

- ✓ 自然換気とあわせて換気扇を使用する
- ✓ エアコン(基本的には夏季は熱中症予防を優先して「冷房」)を使用する
  - ※電気製品を使用する場合は漏電に十分注意する
- ✓ 扇風機・サーキュレーター・送排風機で床下に向けて空気を循環させる
- ✓ 除湿機・除湿剤がある場合は、部屋の広さにあった除湿機を設置する

※石油ファンヒーターは燃焼時に水分を多く出すため乾燥には不向きなので、冬季に使用する際は換気に努める

